

2010年3月11日
(平成22年)

藤沢市長 海老根 靖典 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

住民基本台帳に関する事及び外国人登録に関する事に係る個人情報
を目的外に利用させる事及び目的外に利用させる事に伴う
本人通知の省略について(答申)

2010年3月1日付けで諮問(第435号)された住民基本台帳に関する事
及び外国人登録に関する事に係る個人情報を目的外に利用させる事
及び目的外に利用させる事に伴う本人通知の省略について次のとおり
答申します。

1 審議会の結論

- (1) 藤沢市個人情報の保護に関する条例(平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。)第12条第1項第4号の規定による目的外に利用させる必要性があると認められる。
- (2) 条例第12条第5項の規定による目的外に利用させる事に伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に利用させる必要性及び目的外に利用させる事に伴う本人通知を省略する合理的理由は次のとおりである。

(1) 諮問に至る経過について

国では、次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援することを目的として、平成22年4月1日より、子ども手当(以下、手当という。)を支給する予定である。制度の概要としては、中学校修了までの子ども一人につき、月額13,000円(所得制限なし)をその養育者に支給するもので、支払月については、平成22年は6月、10月、また、平成23年については2月、6月を予定している。現在児童手当を受給している者については申請免

除等の経過措置を設ける中で、手当の申請、支給等の事務については、市区町村で行うものとしており、年度内の法案の成立に向けた準備が進められているところである。

この事務の実施にあたり、手当の対象者を把握し、申請受付から手当の支給までの事務処理を円滑に行うため、「(3) 利用させる個人情報の項目」の情報が必要となるが、事務を担当する子育て支援課では、住民基本台帳及び外国人登録原票の取扱い権限がなく、市民窓口センターが管理する情報であるため、住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を目的外に利用させること及び目的外に利用させることに伴う本人通知の省略について、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮り意見を求めるものである。

(2) 個人情報を目的外に利用させることの必要性について

手当に必要な個人情報については、住民基本台帳及び外国人登録原票を管轄する市民窓口センターに帰属する情報で、子育て支援課では取扱い権限を有していない。しかし、この事業は、子ども手当法に基づく事務であり、国からは事業の目的達成のためにも、迅速で正確な事務を求められていることから、子育て支援課に住民基本台帳及び外国人登録原票の情報を利用させる必要性があると考えらる。

(3) 利用させる個人情報の項目

ア 住民基本台帳 住所、氏名、生年月日、続柄、世帯主名、住民日

イ 外国人登録 居住地、氏名(本名、通称名)、生年月日、続柄、世帯主名、住民日、在留資格、在留期間

(4) 個人情報を目的外に利用させることに伴う本人通知を省略することについて

手当の対象は、外国人を含めると約15,000世帯と多数となるため、目的外に利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要であり、事務処理の効率性が著しく損なわれるため通知の省略を行う。なお、個人情報の目的外利用については、子育て支援課において、市の広報紙等により周知を図っていくとともに、手当の申請通知の中で周知する予定である。

(5) 実施時期

平成22年4月予定。

(6) 提出資料

個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、審議会の結論(1)及び(2)のとおり判断をするものである。

(1) 個人情報を利用させることの必要性について

手当に必要な個人情報については、住民基本台帳及び外国人登録原票を管轄する実施機関に帰属する情報で、子育て支援課では取扱い権限を有していない。しかし、この事業は、子ども手当法に基づく事務であり、国からは事業の目的達成のためにも、迅速で正確な事務を求められている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることの必要性が認められる。

(2) 個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略することについて

手当の対象は、外国人を含めると約15,000世帯と多数となるため、目的外に利用させる管理情報の内容の重要度の度合いに比べて、通知する費用や事務量が過分に必要であり、事務処理の効率性が著しく損なわれる。

なお、実施機関では、個人情報の目的外利用については、子育て支援課において、市の広報紙等により周知を図っていくとともに、手当の申請通知の中で周知する予定があるとしている。

以上のことから判断すると、個人情報を利用させることに伴う本人通知を省略する合理的理由があると認められる。

以 上